

## 第三十七号

## 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の四の項中「千五百円」を「二千五百円」に改め、同表の十五の五の項中「千六五百円」を「二千四百円」に改め、同表の十七の二の項を削り、同表の十八の二の項の次に次のように加える。

十八の三 介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修の実施	三万五千元
十八の四 介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修の実施	一万三千元

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

介護保険法施行規則の一部が改正され、主任介護支援専門員に係る研修制度が改められたことに伴い、主任介護支援専門員研修の実施に係る手数料の額を改めるとともに、他県との均衡等を勘案し、介護支援専門員証の交付に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。